

令和7年度 鳥取県公民連携推進事業補助金（二次募集）募集要項

1 趣 旨

地域の課題解決に向けた取組を推進するため、計画段階から実施段階まで、県と連携して事業を実施する企業、NPO、住民団体等の民間事業者等を支援する「鳥取県公民連携推進事業補助金」の交付を希望する団体を募集します。

2 補助制度の概要

区 分	対象事業
計画策定補助 （1年目）	民間事業者等と県の協働担当課（協働のパートナー）が連携し、地域課題解決のための計画策定を行う取組に対して補助を行います。
事業実施補助 （2年目）	＜計画策定補助に採択された事業が対象＞ 「計画策定補助」を受けて策定した計画に基づき、民間事業者等と県の協働担当課が連携して行う事業実施の取組に対して補助を行います。

（1）補助金の種類

区分	補助上限額	補助率	補助予定件数	補助対象期間
計画策定補助	30万円	10／10	4件程度	補助金交付決定日から 令和8年2月28日まで
事業実施補助	200万円	3／4	4件程度	補助金交付決定日から 令和9年3月31日まで

（2）申請できる団体の要件

県と協働して地域課題の解決に取り組む意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有する民間事業者等（法人格の有無を問わない）とします。

〔例〕・企業（地域の活性化や住民福祉の向上のための社会貢献的な活動を対象とし、自社の営利のみの追求や受益者が事業実施関係者に限られるものを除きます）

- ・NPO、ボランティアサークル、住民団体の実行委員会等の非営利公益活動団体等
- ・自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等の地域住民組織

※ただし、以下の団体は対象外とします。

- ・政治、選挙、宗教、特定の思想の普及に関わる団体
- ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- ・団体として実体のないもの

3 募集する取組

民間事業者等と県の協働担当課が連携して、地域課題解決のための計画策定を行う取組について、「（1）県課題提示型」及び「（2）民間提案型」の募集を行います。

※従前から行っている取組は対象外とします。

※国・県・市町村から他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）取組は対象外とします。

（1）県課題提示型

県が提示する地域課題（テーマ）の解決に資する提案について募集します。

	令和7年度の募集テーマ	協働担当課
1	家庭内介護を行う者への支援の仕組みの検討	福祉保健部ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課
2	雨天時でも子どもが遊び、子育て当事者同士が繋がることのできる遊休施設等を活用した屋内コミュニティスペースの創設	子ども家庭部子育て王国課
3	木育活動を行うインストラクター及び団体の育成	農林水産部森林・林業振興局 県産材・林産振興課

(2) 民間提案型

政策分野を問わず、本県の地域課題解決に資する提案について募集します。

4 補助金の対象経費

計画策定及び事業実施のために必要な経費とします。

I. 対象経費となる例

項 目		内 容
報 償 費	旅 費	講師、アドバイザー等の謝金（団体の構成員に対する場合は、取組に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、事業実施補助については、旅費とあわせて補助対象事業費（200万円を上限とする。）の1/3以内を目安に対象とします。）
	旅 費	講師、アドバイザー等の旅費（団体の構成員に対する場合は、取組に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、事業実施補助については、報償費とあわせて補助対象事業費（200万円を上限とする。）の1/3以内を目安に対象とします。）
需 用 費	消 耗 品 費	用紙・封筒・文具類等の物品購入（備品に属さないもの）に要する経費
	燃 料 費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料等
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
	光 熱 水 費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等（領収書上区分が困難なものは対象外）
役 務 費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等（電話代は補助事業の経費として区分困難のため対象外）
	広 告 料	参加者募集の広告費等
	手 数 料	振込手数料等
	保 険 料	ボランティア保険料等
	会議等の実施に要する経費	資料代、会場代等（本補助事業の対象となった団体が手配等を要したものの経費のみ）
委 託 料		専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費（ただし事業の主要部分を委託することは不可）
工 事 請 負 費		（事業実施補助のみ）ソフト事業を展開するために必要な施設整備費
備 品 購 入 費		（事業実施補助のみ）ソフト事業を展開するために必要な備品の購入経費
使用料及び賃借料		会場使用料（会議等の実施に要する経費を除く）、借上げ車両代
原 材 料 費		植樹用の苗木等（ただし、苗木等を購入して、単に配布や販売のみを行う場合は対象外）

※工事請負費及び委託費は、県内事業者へ発注してください。県外事業者への発注が必要な場合は、事前に理由書の提出を求めます。（その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください。）

※経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。

※視察に要する経費については、当該視察が事業の実施段階において特に必要と認められる場合を除き対象外とします（事業実施補助のみ）。

II. 対象経費とならない例

- 団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費を含む。）
- 人件費
- 団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものを除く。）
- 団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費（備品購入費、工事請負費等（上記対象経費となる場合を除く。））
- 食糧費（食事代）
- その他、交付対象経費として県が不適当と認める経費

5 事業の流れ（募集～事業実施）

時期		内容
令和7年度 (2025年度)	6月	募集開始(6月18日) ※申込により事前相談を実施、協働担当課とマッチングを行います。 (事前相談期間: 7月8日まで)
	7月	募集締切(7月31日)
	8月	書類審査会(8月上旬) ※応募多数の場合 公開プレゼンテーション審査会(8月下旬) →採択事業の決定
	9月	計画策定開始(上旬)
	10月	↓ 第1回申請 〆切(10月末) 第1回審査会 ↓ 随時交付・実施 ↓ 第2回申請 〆切(2月末) 第2回審査会 ↓ 随時交付・実施
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
令和8年度 (2026年度)	5月	事業実施期間(～3月末)
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
令和9年度 (2027年度)	5月	※事業終了の翌年度に 成果報告会 を実施します。
	6月	
	7月	
	～3月	

6 本補助事業における協働の取組

民間と行政が一緒になって、それぞれの得意分野の知恵・ノウハウを出し合い、共に力を合わせて地域の課題を解決する「協働」の取組を促進することが、この事業の目的です。

本補助事業は、下記の手順により実施します。

(1) 事業募集

交付申請（計画策定補助）の段階で、詳細な内容の事業計画を提出していただく必要はありませんが、より効果的な事業内容に磨き上げる機会とするため、申請前に県関係部署との

事前相談・説明会を設けます。

申請を検討されている団体は出来る限り、ご相談ください。

(2) 計画策定審査（書類審査）

応募多数の場合、鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会委員（以下「委員」という。）による書類審査を実施し、計画策定審査会において公開プレゼンテーションを行う団体を決定します（概ね8団体）。

(3) 計画策定審査会（プレゼンテーション審査）

書類審査を通過した計画策定補助の申請団体が公開プレゼンテーションを行い、委員による審査を実施し、採択の可否を決定します（最大4団体）。

(4) 公民連携による計画策定

地域課題を解決するための計画策定において、必要な経費を補助します（計画策定補助）。公民それぞれが知恵・ノウハウを出し合い、目標や役割分担等を定めた計画を定めます。行政・民間それぞれ得手不得手があるため、事前にお互いをよく知り、対等の立場で実現可能かつ効果の高い計画を作ることが重要です。

また、お互いに責任の持てる事業の担当者を置き、月1回など定期的に協議の場を設けることが協働の推進には効果的です。

必要に応じて、協働参画課でも協議の場を設けます。

(5) 事業実施審査会（プレゼンテーション審査）

計画策定の審査で採択された団体が県事業担当課と共に公開プレゼンテーションを行い、委員による審査を実施し、採択の可否を決定します。

(6) 協働での事業実施

計画策定補助で策定した計画のうち、公民連携で実施するために必要な経費を補助します（事業実施補助）。事業実施においても、計画策定の際と同様に、公民がそれぞれの資源や特性を持ち寄り、対等の立場で課題解決に取り組むことが大切です。

(7) 過程・成果の公開

この事業は、公民が連携して計画策定・事業実施を行うモデル創出を目的としていますので、計画策定・事業実施の過程や成果について、成功・失敗した点も含めて公開することで、今後の協働の社会の実現に活かします。

事業実施補助の採択事業に係る成果検証や課題把握のため、事業実施補助の採択団体には事業終了後にアンケート、及び成果報告会における報告にご協力をお願いします。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和7年6月18日（水）～7月31日（木）（必着）

(2) 応募方法

鳥取県公民連携推進事業補助金交付要綱の申請書、事業計画書、収支予算書（規則様式第1号、様式第1～2号）等を、政策統轄総局協働参画課まで持参・メールまたは郵送で提出してください。※持参の場合は午後5時15分まで
※応募先住所は下記「8 問い合わせ先」をご確認ください。

(3) 事前相談

申込期間：令和7年6月18日（水）～7月8日（火）

計画策定補助事業の申請にあたっては、事前相談により決定した県の協働担当課（協働パートナー）が必要になります。県の協働担当課（協働のパートナー）とマッチングし、申請内容等の事前相談の場を設けます。より効果的な事業内容に磨き上げる良い機会であり、内容が詳細に決まっていない段階での相談もできますので、まずはお早めにご相談ください。

※7月8日以降も相談は受け付けますが、相談会の日程調整や協働担当課の選定に時間を要し、申請が困難となることも考えられますのであらかじめご了承ください。

（４）選考方法

募集期間終了後に審査・検証委員会を開催し、採択団体を決定します。

- ・実施方法 計画策定補助：書類選考及び公開プレゼンテーションによる選考
 事業実施補助：公開プレゼンテーションによる選考
- ・開催場所 応募団体に別途連絡させていただきます。
- ・審査基準 「県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）」、「発展性・モデル性」、「テーマ・地域性」、「公益性」、「先駆性」、「継続性」の観点に重点を置いて審査します。

8 問い合わせ先

鳥取県政策統轄総局協働参画課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220（鳥取県庁本庁舎 6 階）

電話 0857-26-7761 電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp